議案第１１８号

三次市行政手続条例の一部を改正する条例案を次のように提出する。

令和８年１１月２７日

三次市長　福　岡　誠　志

三次市行政手続条例の一部を改正する条例（案）

三次市行政手続条例（平成１６年三次市条例第１１号）の一部を次のように改正する。

第１５条第３項中「その者の氏名、同項第３号及び第４号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示することによって行うことができる。この場合においては、掲示を始めた日から２週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす」を「公示の方法によって行うことができる」に改め、同条に次の１項を加える。

４　前項の公示の方法による通知は、不利益処分の名宛人となるべき者の氏名、第１項第３号及び第４号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨（以下この項において「公示事項」という。）を規則で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、公示事項が記載された書面を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示し、又は公示事項を当該事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによって

行うものとする。この場合においては、当該措置を開始した日から２週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。

第１６条第１項中「第３項後段」を「第４項後段」に改める。

第２２条第３項中「第３項」を「第３項及び第４項」に、「「掲示を始めた日から２週間を経過したとき」」を「同項中「とき」」に、「掲示を始めた日から２週間を経過したとき（」を「とき（」に、「、掲示を始めた」を「、当該措置を開始した」に改める。

第２９条中「第３項及び第１６条」を「第３項及び第４項並びに第１６条」に、「「同項第３号」を「同条第４項中「第１項第３号」に、「同条第３号」を「第２８条第３号」に、「第３項後段」を「第４項後段」に改める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。